

2018年11月12日

東京都知事 小池百合子様
都議会 各会派 御中

人権ネットワーク・東京
代表 八柳 卓史

「東京都人権条例」制定を踏まえて、差別撤廃・人権政策 確立に向けた要望書

日夜の差別撤廃、人権確立にむけた取り組みに敬意を表します。

2018年度第3回定例都議会において東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（以下「条例」）が可決されました。

私たちは、都内の差別の現実を踏まえ、国際人権基準に合致し、被差別当事者が参画した、あらゆる差別撤廃を目的にした総合的な条例を求めてきました。特に「条例案」で「いかなる種類の差別も許されない」といいながら具体的には「セクシュアル・マイノリティ」と「本邦外出身者」の対策しか明記されていないことを問題にしてきました。東京都が募集したパブリックコメントでも全体の約半数が同様の意見がだされていました。しかし、可決された「条例」には都民や被差別当事者の意見はなんら反映されていません。

しかし、多くの都議会議員も同様の意見を持っており、多くの会派から知事に質問が出され、小池知事は「今回提案した条例を契機といたしまして、オリンピック憲章にもうたわれております、いかなる種類の差別も許されないという理念が浸透した東京にしていくためにも、指針に掲げております17の人権課題を含めて、人権施策に総合的に取り組んでまいります。（9月26日代表質問への答弁）」と答弁されました。

この小池知事の答弁は、「条例」が、「セクシュアル・マイノリティ」と「本邦外出身者」のみを対象にしたものではなく、東京都人権施策推進指針で掲げられている17の人権課題も含めていかなる種類の差別も許されないことを明確にしたということである。言い換えれば、女性、障害者、被差別部落出身者、アイヌ民族、外国人、ハンセン病回復者、野宿者、婚外子等に対する差別の撤廃も「条例」の対象であるということです。

この小池知事答弁も踏まえて、「条例制定」を踏まえ下記の点を要求いたします。国際人権基準を踏まえ、被差別当事者の参画のもと、都内の差別の撤廃に向け、要求事項が実現されるようよろしくお願い申し上げます。

記

I 基本要件

1. 「東京都人権条例」の目的は、東京都人権施策推進指針に掲げられている「17の人権課題」の解決も含めたあらゆる差別の撤廃であり、そのために「必要な取組を推進」することが東京都の責務であることを確認していただきたい。
2. 「ハイトスピーチ」は「本邦外出身者」だけでなく、あらゆる人権課題に共通して生起していることを確認し、あらゆる人権課題にかかわるハイトスピーチ（不当な差別的言動）に対して拡散防止措置等の対策を講じていただきたい。
3. あらゆる差別撤廃に向けた総合的な政策（基本方針、基本計画等）を確立していただきたい。また、人権課題ごとに差別撤廃に向けた政策を確立していただきたい。
4. 人権政策の推進にあたって、自ら差別撤廃にむけた取組を進めている被差別当事者団体の意見を聞く「機関」（「推進委員会」等）を設立していただきたい。
5. 「審査会」には、国際人権基準に精通した有識者を選任していただきたい。また、被差別当事者を必ず選任していただきたい。
6. 国際人権基準（特に差別煽動など悪質な差別に対する規制措置）を適用し、被差別当事者団体の参画のもと、あらゆる差別の撤廃を目的にした「東京都人権条例」となるよう「現条例」を見直していただきたい

II 第2章 第5条「基本計画」の策定にあたって

7. 「基本計画の策定委員会設置要綱」には、策定委員会の構成にあたり、有識者の他、セクシュアル・マイノリティの当事者や公募枠の確保を定めていただきたい。
8. その際にセクシュアル・マイノリティと公募枠の合計が過半数を占めるように配慮していただきたい。
9. 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないようにしていただきたい。
10. 意見を多数決に集約しないでいただきたい。
11. タイムスケジュールを優先することなく、きちんと議論をできる回数確保していただきたい。
12. 基本計画策定の前に中間のまとめを公表し、それに対して外部の人の意見を集約する機会を設けていただきたい。

Ⅲ 第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進について

1. 国連人種差別撤廃委員会からの勧告（2018年8月）に基づき、「不当な差別的言動」の定義（条例8条）を、ヘイトスピーチ解消法2条ではなく、人種差別撤廃条約1条1項の定義とするべく見直していただきたい。
2. 在留資格の有無でヘイトスピーチへの対応を区別することになる「適法居住要件（「適法に居住するもの」）を要件としないようにしていただきたい。
3. 条例第3章と関連して、性的マイノリティへの差別と同様に、人種等を理由とする差別的取扱い及び差別的言動を禁止し、基本計画を定めるべく見直していただきたい。
4. 条例第3章（第11条）と関連して、公の施設の利用制限の要件、効果、手続き等の基準を明確にしていきたい。なお、制限の基準策定にあたっては、①「地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」（東京弁護士会、2015年9月7日）に基づくものとし、②行政だけで決めるのではなく、弁護士会やヘイトスピーチ問題の専門家、審査会の意見を事前に聞くものとし、③要件は言動要件のみにすべきであり、仮に両方を定めるとしても、京都府・京都市のように選択的にすべきものとするを求める。
5. 条例第3章と関連して、啓発の推進だけではなく、人種等を理由とする差別に関する相談体制の整備・教育の充実・インターネット対策・差別実態調査などを行うべく見直していただきたい。
6. 「国連・人種差別撤廃委員会」から2014年、2018年と再三にわたって是正が求められている朝鮮学校への補助金を復活していただきたい。

Ⅳ インターネット上の差別に対して、また、差別身元調査に対して

1. インターネット上の差別事件の撤廃に向け、現在、多くの府県・市町村で実施されている実態調査、通報と相談窓口の設置、行政によるサイト管理者等への削除要求等をおこなう「モニタリング事業」を創設していただきたい。
2. 「全国部落調査」復刻版のネット公表や「部落探訪」などの情報が探偵社や興信所に悪用されかねない状況の中、あらゆる差別身元調査を禁止する「身元調査規制条例」を制定していただきたい。